

## 1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

### 傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

## 2 署名委員の選任

議 長 署名委員に内田栄作農業委員、山岸進農業委員を選任した。

## 3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長を承認し、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、長澤主任を任命した。

## 4 議 事

### 議案第21号

### 農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第21号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は平方地区、所在は大字平方字東谷、地目は登記、現況ともに畑の2筆である。権利は使用貸借権、形態は転用で用途は専用住宅敷地及び道路後退用地、施設は木造二階建である。住宅建設のため開発許可が必要である。平方支所の至近距離にあり農地区

分は第3種農地になる。

議長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報告) 申請番号1について平方地区の國嶋推進委員が報告した。11月20日(日)に、地区担当委員3名で現地調査を行った。地区担当委員としては農地として問題ないを考える。理由書を朗読した。

議長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第21号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

#### 議案第22号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議長 議案第22号について事務局に説明を求めた

事務局 申請番号1、地区は大石地区、所在は小泉7丁目で、登記、現況ともに畑1筆である。納税猶予区分は相続税、続柄は親子である。

(報告) 議長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

矢部推進委員が報告した。11月21日(月)に、地区担当委員5名で現地調査を行った。現地には生産緑地の看板が立てられている。良好に耕作され、現地は問題ないを考える。

議長 本件について意見を求めた。

市村推進委員 面積に対して一部となっているが、枝番がついていないのになぜ一部なのか。

事務局 対象となる筆は生産緑地指定を受けているが、一部に納屋があり、納屋は農地ではないので面積を図って計算し、除外している。そのため、生産緑地の面積と適格者証明の面積が違っている。

新木農業委員 適格者証明の方の経営面積が10a未満であるが、納税猶予を受けた方が10a未満であっても農地の基本台帳は備わっているのか。

事務局 生産緑地を所有している農家へは農地台帳の調査票を送付しているが、生産緑地が解除された時点で対象外となる。

議 長 本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第22号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

**議案第23号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について**

議 長 議案第23号について事務局に説明を求めた

事務局 申請番号1、地区は上尾地区、所在は本町六丁目で、登記、現況ともに畑1筆である。事由は事由発生者の死亡で、続柄は親子である。従事日数は事由発生者が210日、他が350日、300日で、事由発生者の従事日数が7割以上の条件を満たしていないが、事由発生者が固定資産税を支払っていたことを確認している。現地には柿の木が植えられ、保全管理もされており、農地として問題ないと考えられる。

申請番号2、地区は上平地区、所在は大字上字長浪で、登記、現況ともに畑2筆である。事由は事由発生者の死亡で、続柄は親子である。従事日数は事由発生者が200日、他が200日、150日、0日となっている。申請番号3、地区は上平地区、所在は大字上字長浪で、登記、現況ともに畑2筆である。事由は事由発生者の死亡で、続柄は親子である。従事日数は事由発生者が200日、他が200日、150日、0日となっている。申請番号2と3については、作付けされていないが保全管理されており、特段問題ないと判断している。

議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第23号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

**議案第24号 令和4年度11月期農用地利用集積計画の承認について**

議 長 関係する委員に対し、上尾市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき一時退室を促す。担当課である農政課に説明を求めた。

関係委員 一時退室。  
農政課 制度について説明し、議案書を朗読した。  
議長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第24号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。  
議長 審議が終了したため、関係する委員の入室を促した。  
関係委員 入室。

**議案第25号 令和4年度11月期農用地利用配分計画（案）に対する意見について**

議長 担当課である農政課に説明を求めた。  
農政課 先ほどの農用地利用集積計画において、農地中間管理機構への利用集積計画の承認を得たが、この配分計画は農地中間管理機構が借り受けた農地を耕作者へ配分する計画である。実質化された人・農地プランにより、申請人である法人1社へ配分する計画となっている。  
議長 新規に利用権を設定する申請人の入室を促し、本件について意見を求めた。

**<申請人入室>**

新木農業委員 施設栽培と露地栽培の計画とあるが、具体的には施設の工事はいつから始まり、作付けや収穫はどのように進めていくのか。

申請人 中間管理機構との賃借権が2月1日を予定しており、2月から施設栽培を行うハウス建設に取り掛かる予定である。露地栽培については耕作されていないところの除草や緑肥を施し、作付け可能な部分を明確にしていく。4月にプレオープン、5月にフルオープンを考えている。露地では現地状況を見ながらジャガイモ、サツマイモ、里芋を先に作付けする。施設栽培は小松菜、スイスチャードを水耕栽培して、年間10回以上の収穫を計画している。

千葉で行っている露地栽培ではオオマサリという落花生やジャガイモの後にダイコンの二毛作

- 新木農業委員  
申請人  
を行っており、1年目で作付けできないところは2年目から作付けしていきたいと考えている。  
技術指導者も含め、農業従事者は何人ぐらいの規模になるのか。  
農福連携事業として行っており、障害のある方と指導するスタッフということで80～100名を想定している。一般企業が雇用した障害のある方と一緒に働くというやり方で、企業からの管理者が農業を含めた指導を行う。水耕栽培を基本に、露地栽培では除草、収穫、収穫後の洗浄の作業に当たることになる。栽培指導や管理者は、常勤やパートも含めて地元での採用を考えており、募集広告を出す予定である。特に地元の農業関係者は、土や水はけなど地域の風土に関する知識もあり、実際に千葉では兼業農家が栽培に関わっている。
- 市村推進委員  
申請人  
障害者雇用の条件が大手企業に課せられ、それを賄うためにこのような形態の会社が最近増えていると聞くと、各企業が障害者を派遣し、それを受けて実施するという事なのか。  
一般企業が法定雇用率を充足させるために障害者を雇用し、農福連携事業を行うのは同様だが、一般に行われている農園型障害者雇用は区画貸で、農園の区画を企業に貸して使ってもらおうという形をとるが、我々は将来的に農業で自立してもらうことを最終的な着地点と考えている。1年目は障害者スタッフを含めて農業技術を提供し、2年目以降は水耕ベンチ1棟分を農業の請負として業務をお願いし、そこでできた野菜を我々が委託販売し、売り上げを企業へフィードバックすることで、企業は売り上げが上がっていく。農業技術だけでなく農業を事業として運営していくノウハウを吸収し、最終的には自ら農業経営できるようになるまでをサポートしていく事業になる。障害者雇用ありきの農業ではなく、農業に障害を持った方が自立して農業ができるようになることをサポートしていく事業である。
- 市村推進委員  
申請人  
障害者のために雇用し、農業として起業させて、一つの事業部を作る事業ということなのか。  
独立された企業もある。
- 市村推進委員  
資料では農産物の収量がかなりあり、自らの販路としてスーパーや直売所、仲卸とあるが、全て

順調にはけているのか。

申請人

資料は基本的に千葉の例で、農産物流通専門の会社などに出荷できる物流の仕組みがあるので、そこを利用したり、自社トラックを使って大田市場や船橋市場、仲卸やショップに直接出荷するなど、野菜の販路を継続的に確保している。上尾でも100人規模の生産量が見込まれるので、地場で売る以外に物流網や自社で東京への出荷を考えている。

市村推進委員

今回の計画は遊休農地解消という点では良い事だと思う。100人規模の農家が増えることになり、地元の農家にはプレッシャーになると思うが、マーケットを確保した上での起業ということなら良いと思う。

安藤農業委員

図面を見ると、隣接道路のあるところは良いが、道路が狭く、農地に囲まれている所もあり、通路などの確保についてはどうなっているのか。

申請人

今回借りる予定地には市道が通っているが、自ら耕作する地権者への妨げにならないよう対応していく。

新木農業委員

将来的に事業拡大していくという考えはあるのか。

申請人

上尾エリアで同規模の優良農地があれば事業展開ということも考えていきたい。

市村推進委員

障害者ではないが働きたいというような形での採用は可能なのか。

申請人

パートでスタッフの管理、配送、繁忙期の手伝いなど、勤務に関する条件に該当すれば、流動的な対応は可能である。

藤波農業委員

市内の上平と大石に障害者の大きな作業所がある。障害は重症者と軽症者がいて、居場所ができることはありがたい。市内の施設関係者と是非話し合っ、協力できるとよいのではないか。

申請人

千葉では毎年6月と11月に特別支援学校から実習生として生徒が来所し、7月に2～3名が内定して入社している。上尾市でも同様に進めるつもりである。

千葉農業委員

NPO法人などの事業所が多くあるので、行政の障害福祉課などを通じて、連携して話し合いや

説明会は行っているのか。

申請人 行政と連絡調整し、事業説明会か個別訪問かについてはこれから検討したい。千葉では個別に訪問して説明会は定期的に行っている。

議長 本件についてさらに意見を求めるが無かったため、申請人に退室を促した。

<申請人退室>

議案第25号について採決を行ったところ、賛成全員で意見なしとすることを宣した。

#### 議案第26号

#### 上尾市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

議長 関係する農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、上尾市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき一時退室を促す。会長の一時退室に際し、内田会長代理が議長を務める。

内田代理 議案第26号について事務局に説明を求めた。事案番号1と4が大石地区、2と3が平方地区であり、地区ごとに分けて説明をもとめた。

農政課 制度について説明し、議案書を朗読した。事案番号1は農用地区域番号B-1、中分四丁目にある農地で、除外の事由は自己用住宅である。事案番号4は農用地区域番号B-4、大字領家字宮内にある農地で、除外の事由は駐車場の増設、事業計画者は市内の個人である。

内田代理 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報告) 事案番号1について、小川推進委員が報告した。11月21日(月)に、地区担当委員5名で現地調査を行った。作付けはされていないが耕うんにより管理され、境界には杭があることを確認している。農地として問題ないと考えられる。

事案番号2について、山岸農業委員が報告した。11月21日(月)に、地区担当委員5名で現地調査を行った。露地野菜が作付けされ、境界には杭があることを確認している。農地として問題ないと考えられる。

内田代理  
新木農業委員 事案番号1、4について意見を求めた。  
事案番号1に関して、資料には雨水・排水計画があり、合併浄化槽から市道側溝へ流すとなっているが、側溝は入っているのか。

農政課 申出地の北側が道路に接しており、両脇に側溝が入っているので、合併浄化槽を通して側溝につながり計画になっている。

内田代理 本件についてさらに意見を求めるが無かったため、引き続き事案番号2、3について説明を求めた。

農政課 議案書を朗読した。事案番号2は農用地区域番号A-4、平方領々家にある農地で、除外の事由は自己用住宅である。事案番号3は農用地区域番号A-2、大字平方字雨沼にある農地で、除外の事由は遊水機能を有する公園、事業計画者は上尾市である。

内田代理  
(報告) 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。  
事案番号2について新木農業委員が報告した。11月20日(日)に、地区担当委員4名で現地調査を行った。作付けはされていないが耕うんにより管理されている。農地として問題ないと考えられる。  
事案番号3について松本推進委員が報告した。11月20日(日)に、地区担当委員4名で現地調査を行った。現地は湿田で、ヨシが繁茂していたと思われるが、きれいに刈り取られて管理されている。特に問題ないと考えられる

内田代理  
新木農業委員 事案番号2、3について意見を求めた。  
事案番号3についてだが、変更申出の理由として、台風や大雨の時に雨水が溜まって内水氾濫を起こし、周辺住宅に浸水被害を及ぼすのを解消することを目的に、遊水機能を持った公園を整備するということだが、土地利用計画図については、県と調整して協議が済んでいるということか。また、計画では何トンぐらいの雨水が貯留できるのか。



農 政 課 県との事前協議の前に、上尾市（担当/みどり公園課）と農政課、県のさいたま農林振興センターとで2度協議を行い、遊水池計画、公園整備計画に伴う遊水機能を有する公園整備ということで協議を進めている所である。また、遊水量としては、公園西の方で2千トン、公園東で4千2百トン、さらに現状から15cm掘り下げることによって東西1千トンの流入量を増やし、合計で7千2百トンの雨水の流入が可能になる計画となっている。

内 田 代 理 本件についてさらに意見を求めるが無かったため、議案第26号について採決を行ったところ、賛成全員で意見なしとすることを宣した。一時退室の会長に、自席に戻るよう促した。

#### 5 報告第8号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の合意解約の通知について

#### 6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後4時05分、本会を閉会した。

#### 7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和4年11月25日

議 長

署名委員

署名委員